



[ハートワン]デンタルローン～お申込み方法・流れ～

①～④の手順にそって、お申込書をご送付ください。

① 申込書印刷

デンタルローンの申込書(本紙の2・3枚目)を印刷してください。

＜ご注意＞

印刷は、**A4サイズ**でお願いします。

② 申込書記入

必要事項のご記入をお願いします。

③ 必要書類のご準備

【申込時必要書類】

- ローン申込書
- 本人確認書類2点
- 所得証明書類(源泉徴収票または給与明細書直近2か月分等)
- 資金使途確認資料
(契約書・見積書・領収書等)

④ 申込書類送付

必要書類の不備・申込書の記入漏れがないかをご確認のうえ、下記の宛て先へご送付ください。

デンタルローン
お申込書送付先

〒540-0031 大阪市中央区北浜東4-33 北浜NEXUビル9F
大和ハウスフィナンシャル(株) デンタルローン受付係

以上でお申し込みは終了です。

〈お申込者様〉

申込書類
ご送付

〈弊社〉

申込書類
受領

▶

〈お申込者様〉

審査結果

※審査結果連絡後、5営業日後に
指定口座へ融資実行いたします。

※ ご融資には審査が必要です。審査の結果によってはご希望に添えない場合があります。

※ 審査の内容についてはご回答いたしかねますのであらかじめご了承ください。

※ 今回のお申込にあたりお持ちのHeartOneカードのキャッシング枠に制限がかかる可能性がございますのであらかじめご了承ください。

◀ 本人確認書類貼付欄(のりづけ)

本人確認書類は、この部分の角に合わせて「のりづけ」してください。

◆免許証のコピーなど
こちらに貼付けてください。



【願い】「犯罪収益移転防止法」「貸金業法」の規定に基づき、以下の本人確認書類等をいずれか2点ご提出ください。

- 申込者のお名前、生年月日、現住所の記載のあるページ(変更後のお名前、ご住所の記載のあるページを含む)を提出してください。
- 個人番号(マイナンバー)の記載がない書類を提出してください。個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしたうえで提出してください。

運転免許証または運転経歴証明書を保有している方

運転免許証または運転経歴証明書のコピー + ①~⑦のいずれか1点 = 計2点

運転免許証または運転経歴証明書を保有していない方

①~③のいずれか1点 + ①~③、⑤~⑦のいずれか1点 = 計2点 ④の場合、1点

本人確認書類	コピー	① 各種保険の資格確認書	・カードタイプは両面のコピーが必要 ・資格確認書に記載の記号・番号・保険者番号(二次元コード含む)はマジック等で黒く塗りつぶしてご提出ください
		② 在留カード又は特別永住者証明書	裏面に変更情報の記載がある場合は両面のコピーが必要
原本	③ 個人番号カード	裏面のみご提出ください(個人番号の記載がある裏面は提出不要)	
	④ 住民票の写し	発行日から6ヶ月以内の原本 個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにして(いたさい)	
補完書類	⑤ 現住所の記載がある公共料金の領収証書	・電気・ガス・水道・固定電話・NHKのいずれか1点 ・発行日から6ヶ月以内で、本人名義のものに限る	
	⑥ 現住所の記載がある社会保険料の領収証書	発行日から6ヶ月以内で、本人名義のものに限る	
	⑦ 現住所の記載がある国税・地方税の収書あるいは納税証明書	発行日から6ヶ月以内で、本人名義のものに限る	

※いずれも現在有効なものに限る

※補完書類については領収が確認出来る受領印および領収の旨の記載があるものに限る。

◆上記本人確認書類(運転免許証または運転経歴証明書を含みます)の住所と申込書に記入の現住所が異なる場合は、それぞれ現住所が確認できる①~③、⑤~⑦のいずれかの書類も合わせてお送りください。

【必須】所得証明書類のコピーを貼付してください。

お申込みご本人様の現在の収入を確認できる書類のコピーが必要となりますので、下記の所得証明書類のいずれか1点のコピーをお送りください。

●給与明細書…直近2ヶ月分で社名記載あり※賞与明細書(直近1年分)がある方は、給与明細書と一緒にお送りください。

●源泉徴収票…表題が前年度のもの。但しあ申込みが1月~2月の場合は前々年度分も有効。

●納税通知書

●課税証明書

●所得証明書

●確定申告書…確定申告日が当年のもの。但しあ申込みが1月~3月の場合は前年のものも有効。

●年金証書(裁定通知書、支払額変更通知書)

●年金振込通知書…発行日が当年度のもの。但しあ申込みが1月~6月の場合は前年のものも有効。

◆下記の場合は、再度お手続きをお願いすることがございます。

・所得証明書類をお送りいただけなかった場合

・所得証明書類が有効でなかった場合

◆お申込みの意に添えない場合もございます。

所得証明書類貼付欄(のりづけ)

所得証明書類は、この部分の角に合わせて「のりづけ」してください。

〔ハートワン〕デンタルローン規約

本規約は、大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)の〔ハートワン〕デンタルローンを利用する債務者が当社に差し入れた金銭消費貸借契約証書(以下「本契約書」という)により締結した〔ハートワン〕デンタルローン(以下「本契約」という)に基づく借入に適用されます。

第1条(契約の成立)

本契約は、本規約を承認のうえ当社に対して融資申込みを行い、当社が融資することを承認した債務者に対し、当社が融資(以下「本件融資」という)を実行することをもって成立します。なお、融資の承認にあたり、当社は債務者が希望した融資金額、返済方法等を変更して承認する場合があります。

第2条(融資の実行)

1. 本件融資は、当社が債務者に対する融資内容を確認した日から5営業日以降に、債務者が別途指定する債務者名義の金融機関口座に振り込む方法により実行するものとします。
2. 前項の融資金は、申込書記載の借入希望額を上限とします。

第3条(融資利率)

1. 融資利率は、当社が審査の上決定し、本契約締結前に債務者に対し書面で通知します。
2. 融資利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、当社の判断により変更できるものとします。

第4条(利息)

1. 利息は、原則として前回の支払日翌日から次回の支払日までの【日割】で計算します。なお、融資当日に融資金を返済する場合でも、一日分の利息が発生します。
2. 利息は、当該年率を基礎として1年を366日とする日割り計算となります。計算方法は次のとおりです。

利息計算方法		※初回月・最終月は実行日により利息が異なります。
通常		[借入残高] × ([融資利率] ÷ [12ヶ月])
ボーナス月払いがある場合		[ボーナス分加算元金] × ([融資利率] ÷ [12ヶ月] × [6ヶ月])

第5条(融資金等の返済)

1. 債務者は、本件融資に係る融資金及び利息(以下、併せて「融資金等」という)を、毎月4日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、債務者が別途指定する金融機関口座から自動振替の方法により当社へ支払うものとします。
2. 融資金等の初回支払月は、融資実行日の属する月の翌々月とします。
3. 返済方法は元利均等払いとし、月々の返済金額は、当社が決定の上別途書面でお知らせします。

第6条(繰上返済)

債務者は、当社所定の方法により、繰上返済を行うことができます。繰上返済に係る条件等は次のとおりです。

- (1) 繰上返済に係る条件
 - ①融資実行月から6ヶ月経過後より、一部又は全額の繰上返済が可能です。
 - ②最終利息は、融資実行日又は前回支払日の翌日から支払日当日までの日割り計算によって計算された金額とします。
- (2) 繰上返済を希望する場合の連絡先

ハートワンローンデスク

東京: 03-5996-9132 大阪: 06-7709-8142
(9:00~17:00 1月1日休)

第7条(遅延損害金)

1. 債務者が返済金の支払いを遅延し又は期限の利益を喪失した場合、債務者は当社に対し、支払期日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務について融資利率の1.46倍(ただし20.0%を上限とします)の実質年率で計算された額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の実質年率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社の判断により変更できるものとします。
3. 遅延損害金は、年率を基礎として1年を366日とする日割り計算を行います。
4. 融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超過する場合、当該超過部分について債務者に支払い義務はありません。

第8条(公正証書の作成)

債務者は、当社が必要と認めた場合、いつでも公証人に委託して本債務の承認及び強制執行の承諾のある公正証書の作成に必要な手続きをし、当社に提出するものとします。なお、このために要した費用は債務者の負担とします。

第9条(費用の負担)

1. 債務者は、前条までに定めるほか、次の費用を負担するものとします。
 - (1) 債務者の都合により、第5条第1項以外の支払方法において発生した当社に対する返済金の支払いに要する送金手数料等
 2. 債務者が当社に対し公租公課を負担する場合において、新たに公租公課が課された場合や公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、当該公租公課相当額又は当該増額分は債務者負担となります。

第10条(充当順位)

債務者が本件融資に基づく債務及び本契約以外の当社との取引に基づく債務の全額に満たない弁済をしたときは、その返済金は、当社の定める順序及び方法により充当されます。

第11条(期限の利益の喪失)

債務者は、次の各号のいずれかの事由が発生したことを当社が知ったときは、当然に当社に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利息を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

- (1) 債務者が支払期日に返済金の支払いを遅滞し、その支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったこと。
- (2) 債務者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分等公権力の処分を受けたこと。
- (3) 債務者又は債務者の経営する会社が破産、民事再生、会社更生、特別清算又は特定調停の手続を申し立てられ、もしくはこれらの申し立てをしたこと。
- (4) 債務者が自ら振出し又は引受けた手形、小切手が1回でも不渡りになったこと。
- (5) 申込書上の申告内容に虚偽があったことが判明したこと。
- (6) 債務者に本契約上重大な違反があったこと。
- (7) 債務者が本契約以外の当社との契約に違反し、又は当該契約につき期限の利益を喪失したこと。
- (8) その他債務者の資産、信用状態が悪化し、当社が債権保全のため必要と認める場合に債務者が該当したこと。
- (9) 債務者が当社に対し暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があつたこと。

第12条(届出事項)

1. 債務者は、次のいずれかに該当した場合、直ちに当社に届け出るものとします。

- (1) 申込書に記載した氏名、住所等に関する本契約成立後変更があった場合
- (2) 債務者について補助、保佐、後見の申立もしくは開始、又は任意後見監督人の選任の申立もしくは選任があった場合
2. 前項の届出を怠ったことによる損害について、当社は責任を負いません。また、前項第1号の届出を怠ったため、当社からなされた通知や送付された書類が延着し、又は到着しなかったときは、これらの通知又は書類は通常到着すべきときに債務者に到着したものとみなします。

第13条(その他承諾事項)

債務者は、次の事項をあらかじめ承諾します。

- (1) 当社が本契約に基づく債務者に対する債権を、必要に応じ他の金融機関又はその関連会社に譲渡(信託を含む)すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲り受けたこと。
- (2) 当社が債務者に対して貸付の契約に係る勧誘を行うこと。
- (3) 当社が与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合に、債務者の住民票又は所得証明書類を取得すること。
- (4) 当社が債務者に対し、与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、債務者の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先にて電話確認を行うこと。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 債務者は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等(総会屋、会社ゴロ等)、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、又はそれらに準じる集団又は個人(以下「暴力団員等」という)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 債務者が暴力団員等に該当し、又は前項の規約にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、当社からの請求があり次第、債務者は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

第15条(裁判管轄)

債務者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額にかかわらず、大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

第16条(規約の改定変更)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を次項に定める方法により変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容が債務者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 前項に基づく変更に当たっては、当社は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいてあらかじめ公表します。
3. 当社は、前2項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができるものとします。この場合、債務者は、当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。
4. 前項に基づく規約の変更に異議がある場合、債務者は当社に対して本規約の解約を申し出ることができ、当社はこの申出を承諾します。

第17条(業務委託)

当社は、当社が必要と認めるときは、融資後の債権管理業務の一部を株式会社クレディセゾン及びセゾン債権回収株式会社その他第三者に業務委託します。なお、債務者は、当該業務委託先が本委託内容に必要な範囲で債務者の個人情報を取扱うことについて予め同意するものとします。

〈お問い合わせ先〉

大和ハウスフィナンシャル株式会社
〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東4-33 北浜 NEXU ビル9F
TEL: 06-6944-0900
貸金業者登録番号 近畿財務局長 第00803号

◆貸金業務に係る指定紛争解決機関のご紹介

貸金業法に基づき、当社の貸金業務に関して、第三者の介入による解決をご希望の方に、次の指定紛争解決機関をご紹介いたします。
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
TEL: 0570-051-051 (受付時間 9:00~17:00 休:土、日、祝日、年末年始)

2025年2月10日版

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

申込者(契約者を含む、以下同じ)は、本同意条項及び今回お申込みされる取引の規約等に同意の上、申込みをします。

第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

- (1)申込者は、今回お申込みを含む大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
- (2)各取引所定の申込書に申込者が記載したもしくは当社所定の方法により届け出た申込者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先情報(メールアドレス、SNSアカウント、その他インターネット上の連絡先含む)、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で申込者が当社に届け出た事項
- (3)各取引に関する契約の種類、申込日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報
- (4)各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報
- (5)申込者が申告した申込者の資産、負債、収入等個人の経済状況に関する情報
- (6)犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づき申込者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- (7)申込者の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た情報(映像・通話情報等を含む)
- (8)各取引の規約等に基づき当社が住民票等公的機関の発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①~③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります)
- (9)申込者の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- (10)インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が申込者に関する情報と判断したもの(申込者情報を用いた検索結果、調査結果を含む)
- (11)当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、(当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(第1条以外での個人情報の利用)

- (1)申込者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑥⑨の個人情報を利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む)並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス
- ②大和ハウスグループ各社及び業務提携先から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
- ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む)並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発
- ※当社の具体的な事業内容は、下記の当社ホームページに常時掲載しております。
- 当社ホームページアドレス <https://www.daiwashousefinancial.co.jp/>
- (2)申込者は、前項①②の利用について、停止の申し出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条(個人情報の共同利用)

- (1)申込者は、第1条(1)①の個人情報を当社と大和ハウス工業株式会社及び大和ハウスグループ各社(以下これらを総称して「共同利用者」という)が以下の目的で共同利用することに同意します。
- 【利用目的】
- ①共同利用者のクレジット関連事業・金融サービス事業・住宅事業・リフォーム事業・集合住宅事業・マンション事業・商業店舗開発建築事業・不動産分譲事業・不動産仲介事業・ホテル事業・小売事業・フィットネス事業・運輸事業・リース事業等におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービスの提供
- ②①の共同利用者各事業における市場調査、商品開発並びに共同利用者のグループ企業全体としての販売促進
- ※なお、共同利用者名及び共同利用者の具体的な事業内容については、下記のホームページにて常時掲載しております。
- 大和ハウス工業株式会社ホームページアドレス <https://www.daiwashouse.co.jp/>
- 大和ハウスグループホームページアドレス <https://www.daiwashouse.co.jp/about/company/>
- 【当該個人情報の管理について責任を有する者】
- 名称 大和ハウスフィナンシャル株式会社
- 住所・代表者名 下記の当社ホームページに常時掲載しております。
- 当社ホームページアドレス <https://www.daiwashousefinancial.co.jp/>
- (2)申込者は、当社に対して前項の個人情報の共同利用について、停止の申し出ができます。
- (3)共同利用者が保有する申込者の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申し出に関しましては、下記第7条(問い合わせ窓口)記載の当社問い合わせ窓口までお願いします。

第4条(個人信用情報機関への登録・利用)

- (1)申込者の支払能力・返済能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」という)及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という)に照会し、申込者及び申込者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。
- (2)申込者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、(3)に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、申込者及び申込者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。
- 株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)
- お問い合わせ先 0120-810-414 ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>
- 【登録情報】
- 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報等、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等
- 【登録期間】
- ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間
- ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
- ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年間
- ※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先 0570-055-955 ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

【登録情報】

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

【登録期間】

- ①本契約に係る申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内
- ②本人を特定するための情報は、契約内容等に関する情報が登録されている期間
- ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
- ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生から1年以内)

※(株)日本信用情報機構(JICC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

⑤提携個人信用情報機関は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先 03-3214-5020 ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)申込者は、当社及び加盟個人信用情報機関並びに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する申込者の個人情報の開示請求ができます。
- ①当社に開示を求める場合には、下記第7条(問い合わせ窓口)記載の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
- ②加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条(個人信用情報機関への登録・利用)記載の各個人信用情報機関にご連絡ください。
- (2)万一当社の保有する申込者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は申込者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で申込者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることができます。ただし、第2条(1)①②又は第3条(1)に同意しないことを理由に取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第7条(問い合わせ窓口)

当社の保有する申込者の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申し出、第2条(1)①②及び第3条(1)の営業目的での利用の停止、その他ご意見の申し出に関しましては、下記の当社問い合わせ窓口までお願いします。

【郵便番号・住所】 〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東4-33 北浜 NEXU ビル 9F

【名称】 大和ハウスフィナンシャル株式会社

【電話番号】 06-6944-0900

第8条(契約の不成立及び終了後の個人情報の利用)

- (1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引の申込み・契約をした事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。
- ①申込者との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用
- ②第4条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録
- (2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。
- (3)第1項②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、申込者の支払能力に関する調査のために利用されます。

第9条(合意管轄裁判所)

申込者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額にかかわらず、大阪地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め同意するものとします。

第10条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理者

当社では個人情報の保護を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(管理部門担当役員)を設置しております。

2025年2月10日版